

# 1 被保険者と保険料

## 1-1 被保険者

被保険者は、原則として新宿区に住所を有する40歳以上の区民です。年齢により、65歳以上の方は第1号被保険者、40歳から64歳までの方は第2号被保険者に分けられます。

### (1) 第1号被保険者数 (表1-1)

年齢65歳以上の新宿区民に住所地特例者(注1)を加えた数 単位：人、世帯

	第1号被保険者 (うち住所地特例者数)		人口と世帯数		第1号被保険者の占める割合	
	人数	世帯数	人口総数 (注2)	世帯数 (注3)	人数	世帯数
平成27年度末	67,861 (1,343)	52,524	335,510	180,055	20.23%	29.17%
平成28年度末	68,436 (1,418)	53,026	339,339	181,433	20.17%	29.23%
平成29年度末	68,793 (1,474)	53,332	342,867	183,408	20.06%	29.08%
平成30年度末	68,885 (1,228)	53,466	346,425	186,182	19.88%	28.72%
令和元年度末	68,980 (1,594)	53,609	347,570	188,906	19.85%	28.38%
令和2年度末	68,745 (1,604)	53,504	344,577	190,840	19.95%	28.04%
令和3年度末	68,521 (1,600)	53,384	340,877	191,632	20.10%	27.86%
令和4年度末	68,242 (1,579)	53,235	346,313	195,589	19.71%	27.22%

(注)1 住所地特例者とは、新宿区に住所を有していた人が他の区市町村の介護保険施設等に  
入所するために施設住所地に転出した場合に、引き続き新宿区の被保険者となる制度。

2 「人口総数」は住民基本台帳人口の人数。

3 「世帯数」は住民基本台帳上の世帯数(外国人世帯数は含まれていない)。

### (2) 年齢別第1号被保険者数 (表1-2)

単位：人

	被保険者計	65歳～74歳 (前期高齢者)		75歳以上 (後期高齢者)		外国人 (再掲)		住所地特例者 (再掲)	
		人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率
		平成27年度末	67,861	34,078	50.22%	33,783	49.78%	1,000	1.47%
平成28年度末	68,436	33,785	49.37%	34,651	50.63%	1,053	1.54%	1,418	2.07%
平成29年度末	68,793	33,389	48.54%	35,404	51.46%	1,137	1.65%	1,474	2.14%
平成30年度末	68,885	32,578	47.29%	36,307	52.71%	1,228	1.78%	1,528	2.22%
令和元年度末	68,980	32,355	46.90%	36,625	53.10%	1,332	1.93%	1,594	2.31%
令和2年度末	68,745	32,287	46.97%	36,458	53.03%	1,385	2.01%	1,604	2.33%
令和3年度末	68,521	31,473	45.93%	37,048	54.07%	1,504	2.19%	1,600	2.34%
令和4年度末	68,242	29,995	43.95%	38,247	56.05%	1,675	2.45%	1,579	2.31%

(3) 第1号被保険者の年間増減内訳 (表1-3)

単位：人

	増加数	増 加 内 訳			
		転入	職権復活	65歳到達	その他
平成27年度	4,777	1,175	0	3,580	22
平成28年度	4,364	1,002	2	3,332	28
平成29年度	4,268	1,115	0	3,128	25
平成30年度	3,913	1,037	2	2,855	19
令和元年度	4,015	994	0	2,996	25
令和2年度	3,724	833	1	2,865	25
令和3年度	3,679	732	0	2,940	7
令和4年度	3,839	776	0	3,060	3

	減少数	減 少 内 訳			
		転出	職権喪失	死亡	その他
平成27年度	3,790	1,324	92	2,158	216
平成28年度	3,789	1,128	101	2,314	246
平成29年度	3,911	1,227	83	2,338	263
平成30年度	3,821	1,170	88	2,278	285
令和元年度	3,920	1,167	68	2,335	350
令和2年度	3,959	1,130	66	2,366	397
令和3年度	3,903	1,126	2	2,425	350
令和4年度	4,118	1,152	12	2,538	416

(注)「その他」は、住所地特例の被保険者が住所地特例でなくなった場合や、外国人が被保険者資格を取得又は喪失した場合等が該当する。

(4) 第2号被保険者

第2号被保険者とは、40歳から64歳までの医療保険に加入している新宿区民及び住所地特例者です。第1号被保険者とは異なり、加齢に伴う病気（指定された16種類の疾病）により、介護が必要と認定されたときには、費用の一部を支払って、介護保険サービスを利用することができます。また、介護保険料は医療保険料と一括して徴収されます。

(保険料額は表1-20 (P.35) を参照してください。)

## 1-2 保険料

介護保険は、1割、2割又は3割の利用者負担を除いて、保険給付に要する費用の50%を公費負担で、残りの50%を40歳以上の被保険者が負担する保険料で賄う仕組みになっています。保険料の基準額は、新宿区におけるサービスの総費用等に応じて決まります。

第8期（令和3年度～令和5年度）の介護保険料基準額（第5段階の月額換算）は6,400円で、所得などの状況によって、16段階の保険料区分に設定しています。

なお、保険料は3年に1度改定されます。

### (1) 第1号被保険者の保険料

新宿区は、負担能力に応じた負担割合とする考え方にに基づき、所得水準に応じた多段階による、きめ細かな保険料段階設定を行っています。

第6期（平成27年度～平成29年度）から保険料段階を16段階に設定しており、第8期（令和3年度～5年度）においても、この考え方を引き続き継承し、保険料段階は16段階に設定しました。

#### ① 所得段階の細分化

新宿区では、第2期（平成15年度～平成17年度）以降、国の標準段階以上に、所得段階を細分化し、所得水準に応じたきめ細やかな保険料段階の設定を行ってきました。第6期（平成27年度～29年度）以降は、所得段階は16段階に設定しています。

#### ② 最高所得段階

第6期から、低所得者層の負担を抑えるため、合計所得金額3,500万円以上の方を対象とする第16段階を新設し、基準額に対する最高負担割合を3.5倍から3.7倍に引き上げました。

#### ③ 低所得者層への負担軽減

新宿区では、従前から低所得者層への負担軽減を強化しており、第1段階から第4段階までの負担割合については、国の標準段階における負担割合よりも低く設定しています。

#### ④ 低所得者層への保険料軽減の強化※

第6期から制度改正に伴う低所得者層への保険料軽減の強化を図りました。第1段階の方を対象に介護保険条例本則の0.45倍に対して0.40倍としました。

第8期では、引き続き軽減強化を行い、第1段階については介護保険条例本則の0.45倍に対して0.25倍へ、第2段階については介護保険条例本則の0.60倍に対して0.35倍へ、第3段階については介護保険条例本則の0.70倍に対して0.65倍へ低所得者層の負担割合を軽減しました。

※ 消費税による公費を投入して低所得者層の保険料の軽減強化を行う仕組み。平成27年4月から一部実施し、令和元年10月の消費税率10%への引上げに合わせて、さらに軽減強化を行った。

各介護サービスの利用見込量を積み上げた結果、第8期の総給付費は、第7期の約723億円から7%程度増加し、約773億円と見込み、その23%が第1号被保険者の負担分となり、ここから算出された第8期の保険料基準額は、月額換算7,034円程度ですが、介護給付準備基金16億円を活用することによって、基準額を月額換算634円程度下げることができ、その結果、第8期の保険料は、月額換算6,400円になりました。

【参 考】

期	年度	基準段階※	最高保険料段階	基準額 (月額換算)
1	平成12年度～平成14年度	第3段階	第5段階	3,248円
2	平成15年度～平成17年度	第3段階	第6段階	3,300円
3	平成18年度～平成20年度	第4段階	第10段階	4,300円
4	平成21年度～平成23年度	第4段階	第12段階	4,400円
5	平成24年度～平成26年度	第4段階	第14段階	5,400円
6	平成27年度～平成29年度	第5段階	第16段階	5,900円
7	平成30年度～令和2年度	第5段階	第16段階	6,200円
8	令和3年度～令和5年度	第5段階	第16段階	6,400円

※基準段階…保険料基準額となる保険料段階

(参考) 第1号被保険者の保険料(令和3年度～令和5年度)【第8期】(表1-4)

単位:円

	所得などの状況		基準額に対する 保険料の比率	保険料 年額
第1段階	生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者		×0.25	19,200
	世帯全員 住民税 非課税	本人が老齢福祉年金受給者		
本人の課税年金収入金額とその他の合計所得金額を合わせて、80万円以下				
本人の課税年金収入金額とその他の合計所得金額を合わせて、120万円以下		×0.35	26,880	
本人の課税年金収入金額とその他の合計所得金額を合わせて、120万円超		×0.65	49,920	
本人が住民税非課税で		本人の課税年金収入金額とその他の合計所得金額を合わせて、80万円以下	×0.8	61,440
世帯員が 住民税課税		本人の課税年金収入金額とその他の合計所得金額を合わせて、80万円超	基準額	76,800
第6段階		本人の合計所得金額が125万円未満	×1.1	84,480
第7段階		本人の合計所得金額が 125万円以上250万円未満	×1.2	92,160
第8段階		本人の合計所得金額が 250万円以上375万円未満	×1.4	107,520
第9段階		本人の合計所得金額が 375万円以上500万円未満	×1.55	119,040
第10段階	本人の合計所得金額が 500万円以上625万円未満	×1.85	142,080	
第11段階	本人が 住民税課税	本人の合計所得金額が 625万円以上750万円未満	×2.09※	160,560
第12段階	本人の合計所得金額が 750万円以上1,000万円未満	×2.45	188,160	
第13段階	本人の合計所得金額が 1,000万円以上1,500万円未満	×2.9	222,720	
第14段階	本人の合計所得金額が 1,500万円以上2,500万円未満	×3.3	253,440	
第15段階	本人の合計所得金額が 2,500万円以上3,500万円未満	×3.5	268,800	
第16段階	本人の合計所得金額が3,500万円以上	×3.7	284,160	

(※小数点以下第3位四捨五入)

(注) 第1段階から第3段階までは、制度改正による軽減強化後の数値。

介護保険条例本則では、基準額に対する保険料の比率は、第1段階は「0.45」、保険料年額は「34,560円」、第2段階は「0.6」、保険料年額は「46,080円」、第3段階は「0.7」、保険料年額は「53,760円」である。

(参考) 第1号被保険者の保険料(平成30年度~令和2年度)【第7期】 (表1-5)

単位:円

	所得などの状況		基準額に対する 保険料の比率	保険料 年額
第1段階	生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者			
	世帯全員 住民税 非課税	本人が老齢福祉年金受給者	平30 ×0.4 令元 ×0.326☆	29,760
		本人の課税年金収入金額と合計所得金額を合わせて、80万円以下	令2 ×0.25	24,240 18,600
第2段階	世帯全員 住民税 非課税	本人の課税年金収入金額と 合計所得金額を合わせて、120万円以下	平30 ×0.49※ 令元 ×0.421☆ 令2 ×0.35	36,480 31,320 26,040
第3段階		本人の課税年金収入金額と 合計所得金額を合わせて、120万円超	平30 ×0.7 令元 ×0.676☆ 令2 ×0.65	52,080 50,280 48,360
第4段階	本人が住民 税非課税で	本人の課税年金収入金額と 合計所得金額を合わせて、80万円以下	×0.8	59,520
第5段階	世帯員が 住民税課税	本人の課税年金収入金額と 合計所得金額を合わせて、80万円超	基準額	74,400
第6段階	本人が 住民税課税	合計所得金額が125万円未満	×1.1	81,840
第7段階		合計所得金額が 125万円以上250万円未満	×1.2	89,280
第8段階		合計所得金額が 250万円以上375万円未満	×1.4	104,160
第9段階		合計所得金額が 375万円以上500万円未満	×1.55	115,320
第10段階		合計所得金額が 500万円以上625万円未満	×1.85	137,640
第11段階		合計所得金額が 625万円以上750万円未満	×2.09※	155,520
第12段階		合計所得金額が 750万円以上1,000万円未満	×2.45	182,280
第13段階		合計所得金額が 1,000万円以上1,500万円未満	×2.9	215,760
第14段階		合計所得金額が 1,500万円以上2,500万円未満	×3.3	245,520
第15段階		合計所得金額が 2,500万円以上3,500万円未満	×3.5	260,400
第16段階	合計所得金額が3,500万円以上	×3.7	275,280	

(※小数点以下第3位四捨五入、☆小数点以下第4位四捨五入)

(注) 第1段階から第3段階までは、制度改正による軽減強化後の数値。  
介護保険条例本則では、基準額に対する保険料の比率は、第1段階は「0.45」、保険料年額は「33,480円」、第2段階は「0.49」、保険料年額は「36,480円」、第3段階は「0.7」、保険料年額は「52,080円」である。

(参考) 第1号被保険者の保険料(平成27年度～平成29年度)【第6期】(表1-6)

単位:円

	所得などの状況		基準額に対する 保険料の比率	保険料 年額	
第1段階	生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者		×0.4	28,320	
	世帯全員 住民税 非課税	本人が老齢福祉年金受給者			
本人の合計所得金額と課税年金収入金額を合わせて80万円以下					
第2段階		本人の合計所得金額と課税年金収入金額を合わせて、120万円以下	×0.488※	34,560	
第3段階		本人の合計所得金額と課税年金収入金額を合わせて、120万円超	×0.7	49,560	
第4段階		本人が住民税非課税で 本人の合計所得金額と課税年金収入金額を合わせて、80万円以下	×0.8	56,640	
第5段階		世帯員が 住民税課税 本人の合計所得金額と課税年金収入金額を合わせて、80万円超	基準額	70,800	
第6段階		本人が 住民税課税	合計所得金額が125万円未満	×1.1	77,880
第7段階			合計所得金額が 125万円以上250万円未満	×1.2	84,960
第8段階			合計所得金額が 250万円以上375万円未満	×1.4	99,120
第9段階			合計所得金額が 375万円以上500万円未満	×1.549※	109,680
第10段階	合計所得金額が 500万円以上625万円未満		×1.849※	130,920	
第11段階	合計所得金額が 625万円以上750万円未満		×2.088※	147,840	
第12段階	合計所得金額が 750万円以上1,000万円未満		×2.449※	173,400	
第13段階	合計所得金額が 1,000万円以上1,500万円未満		×2.9	205,320	
第14段階	合計所得金額が 1,500万円以上2,500万円未満		×3.3	233,640	
第15段階	合計所得金額が 2,500万円以上3,500万円未満		×3.5	247,800	
第16段階	合計所得金額が3,500万円以上	×3.7	261,960		

(※小数点以下第4位四捨五入)

(注) 第1段階は、制度改正による軽減強化後の数値。介護保険条例本則では、基準額に対する保険料の比率は「0.45」、保険料年額は「31,860円」である。

(参考) 第1号被保険者の保険料(平成24年度~平成26年度)【第5期】(表1-7)

単位:円

	所得などの状況		基準額に対する 保険料の比率	保険料 年額
第1段階	生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者または世帯全員住民税非課税で本人が老齢福祉年金受給者		×0.45	29,160
第2段階	世帯全員 住民税 非課税	本人の合計所得金額と課税年金収入金額を合わせて80万円以下	×0.45	29,160
第3段階		◆特例軽減措置① 本人の合計所得金額と課税年金収入金額を合わせて、120万円以下	×0.489※	31,680
		本人の合計所得金額と課税年金収入金額を合わせて、120万円超	×0.7	45,360
第4段階	本人が住民 税非課税で 世帯員が 住民税課税	◆特例軽減措置② 本人の合計所得金額と課税年金収入金額を合わせて、80万円以下	×0.8	51,840
		本人の合計所得金額と課税年金収入金額を合わせて、80万円超	基準額	64,800
第5段階	本人が 住民税課税	合計所得金額が125万円未満	×1.1	71,280
第6段階		合計所得金額が125万円以上250万円未満	×1.2	77,760
第7段階		合計所得金額が250万円以上375万円未満	×1.4	90,720
第8段階		合計所得金額が375万円以上500万円未満	×1.55	100,440
第9段階		合計所得金額が500万円以上625万円未満	×1.85	119,880
第10段階		合計所得金額が625万円以上750万円未満	×2.089※	135,360
第11段階		合計所得金額が750万円以上1,000万円未満	×2.45	158,760
第12段階		合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満	×2.9	187,920
第13段階		合計所得金額が1,500万円以上2,500万円未満	×3.3	213,840
第14段階		合計所得金額が2,500万円以上	×3.5	226,800

(※小数点以下第4位四捨五入)



(参考) 第1号被保険者の保険料 (平成21年度～平成23年度)【第4期】(表1-8)

単位:円

	所得などの状況		基準額に対する 保険料の比率	保険料 年額
第1段階	生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者または世帯全員住民税非課税で本人が老齢福祉年金受給者		×0.489	25,800
第2段階	世帯全員 住民税 非課税	本人の合計所得金額と課税年金収入額を合わせて80万円以下	×0.489	25,800
第3段階		本人の合計所得金額と課税年金収入額を合わせて80万円超	×0.7	36,960
		◆区の特例対策 本人の合計所得金額と課税年金収入額を合わせて、100万円以下の方は減額		
第4段階	本人が住民 税非課税で 世帯員が 住民税課税	◆特例軽減措置 本人の合計所得金額と課税年金収入額を合わせて、80万円以下	×0.8	42,240
		本人の合計所得金額と課税年金収入額を合わせて、80万円超	基準額	52,800
第5段階	本人が 住民税課税	合計所得金額が125万円未満	×1.095	57,840
第6段階		合計所得金額が125万円以上250万円未満	×1.193	63,000
第7段階		合計所得金額が250万円以上350万円未満	×1.389	73,320
第8段階		合計所得金額が350万円以上500万円未満	×1.4	73,920
第9段階		合計所得金額が500万円以上750万円未満	×1.8	95,040
第10段階		合計所得金額が750万円以上1,000万円未満	×2.2	116,160
第11段階		合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満	×2.5	132,000
第12段階		合計所得金額が1,500万円以上	×2.9	153,120

(参考) 第1号被保険者の保険料 (平成18年度～平成20年度)【第3期】(表1-9)

単位：円

	所得などの状況		基準額に対する 保険料の比率	保険料 年額
第1段階	生活保護受給者又は世帯全員住民税非課税で 本人が老齢福祉年金受給者		×0.5	25,800
第2段階	世帯全員 住民税非課税	合計所得金額と課税年金収入額を 合わせて80万円以下	×0.5	25,800
第3段階		合計所得金額と課税年金収入額を 合わせて80万円超	×0.7	36,120
第4段階	本人が住民税非課税		基準額	51,600
第5段階	本人が 住民税課税	合計所得金額が250万円未満	×1.2	61,920
第6段階		合計所得金額が 250万円以上500万円未満	×1.4	72,240
第7段階		合計所得金額が 500万円以上750万円未満	×1.6	82,560
第8段階		合計所得金額が 750万円以上1,000万円未満	×1.8	92,880
第9段階		合計所得金額が 1,000万円以上1,500万円未満	×2	103,200
第10段階		合計所得金額が1,500万円以上	×2.2	113,520

(参考) 第1号被保険者の保険料 (平成15年度～平成17年度)【第2期】(表1-10)

単位：円

	所得などの状況		基準額に対する 保険料の比率	保険料 年額
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税		×0.5	19,805
第2段階	世帯全員が住民税 非課税	個別減額対象	×0.5	19,805
		上記以外	×0.7	27,727
第3段階	本人が住民税非課税		基準額	39,609
第4段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 200万円未満		×1.25	49,512
第5段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 200万円以上700万円未満		×1.5	59,414
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 700万円以上		×1.75	69,316

(参考) 第1号被保険者の保険料 (平成12年度～平成14年度)【第1期】(表1-11)

単位：円

	所得などの状況	第3段階保険料 に対する比率	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で、 世帯全員が住民税非課税	×0.50	4,872	14,490	19,236
第2段階	世帯全員が住民税非課税	×0.75	7,308	21,738	28,860
第3段階	本人が住民税非課税	×1.00	9,744	28,986	38,484
第4段階	本人が住民税課税で、 合計所得金額が250万円未満	×1.25	12,180	36,234	48,108
第5段階	本人が住民税課税で、 合計所得金額が250万円以上	×1.50	14,616	43,482	57,732

(注) この間の保険料基準額は38,976円(月額3,248円)であるが、国の特別対策(平成12年4月から9月までの半年間は保険料を徴収せず、その後平成12年10月から平成13年9月までの1年間は保険料を半額に軽減した措置等)があった関係で、保険料年額が異なっている。

(2) 第1号被保険者の保険料段階別人数 (表1-12)

単位：人

	令和3年度			令和4年度		
	基準額に対する 保険料の 比率	人数	割合	基準額 に対する 保険料の 比率	人数	割合
第1段階	×0.25	15,464	22.57%	×0.25	15,335	22.47%
第2段階	×0.35	4,683	6.83%	×0.35	4,865	7.13%
第3段階	×0.65	4,560	6.65%	×0.65	4,610	6.76%
第4段階	×0.8	6,411	9.36%	×0.8	6,148	9.01%
第5段階	×1	5,073	7.40%	×1	4,967	7.28%
第6段階	×1.1	7,966	11.63%	×1.1	7,663	11.23%
第7段階	×1.2	10,707	15.63%	×1.2	10,347	15.16%
第8段階	×1.4	4,642	6.77%	×1.4	4,680	6.86%
第9段階	×1.55	2,447	3.57%	×1.55	2,482	3.64%
第10段階	×1.85	1,393	2.03%	×1.85	1,413	2.07%
第11段階	×2.09	914	1.33%	×2.09	944	1.38%
第12段階	×2.45	1,164	1.70%	×2.45	1,327	1.94%
第13段階	×2.9	1,196	1.75%	×2.9	1,381	2.02%
第14段階	×3.3	912	1.33%	×3.3	1,013	1.48%
第15段階	×3.5	382	0.56%	×3.5	417	0.61%
第16段階	×3.7	607	0.89%	×3.7	650	0.95%
合計		68,521	100.00%		68,242	100.00%

(注)各年度末現在

※ 各段階の割合は小数点以下第3位四捨五入。割合の合計は、便宜上100%とする。

(2) 第1号被保険者の保険料段階別人数 (表1-12) 続き

単位：人

	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	基準額に対する保険料の比率	人数	割合	基準額に対する保険料の比率	人数	割合	基準額に対する保険料の比率	人数	割合
第1段階	×0.4	16,160	23.46%	×0.326	16,012	23.21%	×0.25	15,601	22.69%
第2段階	×0.49	4,485	6.51%	×0.421	4,601	6.67%	×0.35	4,602	6.69%
第3段階	×0.7	4,293	6.23%	×0.676	4,400	6.38%	×0.65	4,414	6.42%
第4段階	×0.8	6,927	10.06%	×0.8	6,682	9.69%	×0.8	6,623	9.63%
第5段階	×1	4,785	6.95%	×1	4,915	7.13%	×1	5,013	7.29%
第6段階	×1.1	7,919	11.50%	×1.1	8,001	11.60%	×1.1	8,040	11.70%
第7段階	×1.2	10,693	15.52%	×1.2	10,719	15.54%	×1.2	10,685	15.54%
第8段階	×1.4	4,686	6.80%	×1.4	4,659	6.75%	×1.4	4,756	6.92%
第9段階	×1.55	2,437	3.54%	×1.55	2,494	3.62%	×1.55	2,444	3.56%
第10段階	×1.85	1,355	1.97%	×1.85	1,367	1.98%	×1.85	1,336	1.94%
第11段階	×2.09	866	1.26%	×2.09	877	1.27%	×2.09	942	1.37%
第12段階	×2.45	1,171	1.70%	×2.45	1,157	1.68%	×2.45	1,158	1.68%
第13段階	×2.9	1,159	1.68%	×2.9	1,146	1.66%	×2.9	1,156	1.68%
第14段階	×3.3	920	1.34%	×3.3	921	1.34%	×3.3	947	1.38%
第15段階	×3.5	372	0.54%	×3.5	371	0.54%	×3.5	373	0.54%
第16段階	×3.7	657	0.95%	×3.7	658	0.95%	×3.7	655	0.95%
合計		68,885	100.00%		68,980	100.00%		68,745	100.00%

(注)各年度末現在

※ 各段階の割合は小数点以下第3位四捨五入。割合の合計は、便宜上100%とする。

## (2) 第1号被保険者の保険料段階別人数 (表1-12) 続き

単位：人

	基準額に対する 保険料の 比 率	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合
第1段階	×0.4	16,797	24.75%	16,572	24.22%	16,365	23.79%
第2段階	×0.488	4,217	6.21%	4,277	6.25%	4,361	6.34%
第3段階	×0.7	4,160	6.13%	4,297	6.28%	4,251	6.18%
第4段階	×0.8	7,517	11.08%	7,296	10.66%	7,166	10.42%
第5段階	×1.0	4,453	6.56%	4,628	6.76%	4,775	6.94%
第6段階	×1.1	7,380	10.88%	7,617	11.13%	7,786	11.32%
第7段階	×1.2	10,477	15.44%	10,698	15.63%	10,797	15.69%
第8段階	×1.4	4,513	6.65%	4,509	6.59%	4,660	6.77%
第9段階	×1.549	2,330	3.43%	2,357	3.44%	2,449	3.56%
第10段階	×1.849	1,256	1.85%	1,310	1.91%	1,249	1.82%
第11段階	×2.088	818	1.21%	858	1.25%	844	1.23%
第12段階	×2.449	1,077	1.59%	1,057	1.54%	1,093	1.59%
第13段階	×2.9	1,154	1.70%	1,134	1.66%	1,117	1.62%
第14段階	×3.3	817	1.20%	853	1.25%	905	1.31%
第15段階	×3.5	320	0.47%	326	0.48%	352	0.51%
第16段階	×3.7	575	0.85%	647	0.95%	623	0.91%
計		67,861	100.00%	68,436	100.00%	68,793	100.00%

(注)各年度末現在

## (2) 第1号被保険者の保険料段階別人数 (表1-12) 続き

単位：人

	基準額に対する 保険料の 比 率	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合
第1段階	×0.45	4,659	7.30%	4,958	7.58%	5,065	7.57%
第2段階	×0.45	10,994	17.23%	11,108	16.98%	11,324	16.93%
3 特段階	×0.489	3,574	5.60%	3,777	5.77%	4,028	6.02%
第3段階	×0.7	3,800	5.95%	3,950	6.04%	4,053	6.06%
4 特段階	×0.8	7,928	12.42%	8,015	12.25%	7,659	11.45%
第4段階	×1.0	4,070	6.38%	4,162	6.36%	4,265	6.38%
第5段階	×1.1	6,686	10.48%	6,966	10.65%	7,179	10.74%
第6段階	×1.2	10,152	15.91%	10,338	15.80%	10,470	15.66%
第7段階	×1.4	4,318	6.77%	4,444	6.79%	4,515	6.75%
第8段階	×1.55	2,164	3.39%	2,218	3.39%	2,248	3.36%
第9段階	×1.85	1,204	1.89%	1,191	1.82%	1,254	1.88%
第10段階	×2.089	806	1.26%	817	1.25%	881	1.32%
第11段階	×2.45	981	1.54%	989	1.51%	1,083	1.62%
第12段階	×2.9	1,008	1.58%	991	1.51%	1,108	1.66%
第13段階	×3.3	738	1.16%	774	1.18%	859	1.28%
第14段階	×3.5	725	1.14%	734	1.12%	883	1.32%
計		63,807	100.00%	65,432	100.00%	66,874	100.00%

(注) 各年度末現在

(2) 第1号被保険者の保険料段階別人数 (表1-12) 続き

単位：人

	基準額に対する 保険料の 比 率	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合
第1段階	×0.489	3,754	6.24%	4,029	6.65%	4,361	7.08%
第2段階	×0.489	10,685	17.75%	10,805	17.85%	10,581	17.17%
第3段階	×0.7	6,524	10.84%	6,866	11.34%	7,050	11.44%
4 特段階	×0.8	7,946	13.20%	7,680	12.69%	7,715	12.52%
第4段階	×1.0	3,578	5.94%	3,659	6.04%	3,982	6.46%
第5段階	×1.095	5,785	9.61%	6,017	9.94%	6,227	10.10%
第6段階	×1.193	9,772	16.23%	9,849	16.27%	9,997	16.22%
第7段階	×1.389	3,733	6.20%	3,558	5.88%	3,629	5.89%
第8段階	×1.4	2,802	4.65%	2,776	4.58%	2,765	4.49%
第9段階	×1.8	2,067	3.43%	1,972	3.26%	1,981	3.21%
第10段階	×2.2	1,014	1.68%	984	1.62%	1,002	1.63%
第11段階	×2.5	1,044	1.73%	979	1.62%	928	1.50%
第12段階	×2.9	1,504	2.50%	1,366	2.26%	1,414	2.29%
計		60,208	100.00%	60,540	100.00%	61,632	100.00%

(注)各年度末現在



## (2) 第1号被保険者の保険料段階別人数 (表1-12) 続き

単位：人

	基準額に対する 保険料の 比 率	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合
第1段階	×0.5	3,122	5.51%	3,311	5.72%	3,508	5.91%
第2段階	×0.5	10,055	17.75%	10,351	17.89%	10,552	17.77%
第3段階	×0.7	5,586	9.86%	5,890	10.18%	6,126	10.32%
第4段階	×1.0	11,179	19.73%	11,333	19.58%	11,592	19.52%
第5段階	×1.2	14,699	25.94%	14,850	25.66%	15,246	25.67%
第6段階	×1.4	6,338	11.19%	6,347	10.97%	6,504	10.95%
第7段階	×1.6	2,033	3.59%	2,087	3.61%	2,083	3.51%
第8段階	×1.8	1,013	1.79%	1,024	1.77%	1,035	1.74%
第9段階	×2.0	1,077	1.90%	1,044	1.80%	1,113	1.87%
第10段階	×2.2	1,559	2.75%	1,634	2.82%	1,626	2.74%
計		56,661	100.00%	57,871	100.00%	59,385	100.00%

(注)各年度末現在

単位：人

	基準額に対する 保険料の 比 率	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合
第1段階	×0.5	2,487	4.67%	2,663	4.93%	2,921	5.30%
第2段階	×0.7	18,283	34.33%	18,899	34.99%	19,124	34.70%
第3段階	×1.0	11,956	22.45%	12,018	22.25%	12,400	22.50%
第4段階	×1.25	6,726	12.63%	6,724	12.45%	7,054	12.80%
第5段階	×1.5	9,991	18.76%	9,933	18.39%	9,920	18.00%
第6段階	×1.75	3,813	7.16%	3,775	6.99%	3,693	6.70%
計		53,256	100.00%	54,012	100.00%	55,112	100.00%

(注)各年度末現在

## (2) 第1号被保険者の保険料段階別人数 (表1-12) 続き

単位：人

	基準額に 対する 保険料の 比 率	平成12年度		平成13年度		平成14年度	
		人 数	割 合	人 数	割 合	人 数	割 合
第1段階	×0.5	1,938	3.87%	2,120	4.14%	2,328	4.43%
第2段階	×0.75	16,299	32.55%	16,947	33.09%	17,543	33.38%
第3段階	×1.0	11,933	23.83%	12,015	23.46%	12,235	23.28%
第4段階	×1.25	8,873	17.72%	9,045	17.66%	9,281	17.66%
第5段階	×1.5	11,031	22.03%	11,089	21.65%	11,169	21.25%
計		50,074	100.00%	51,216	100.00%	52,556	100.00%

(注)各年度末現在

(参考) 国標準を当てはめた場合の第1号被保険者の保険料段階別人数の推移 (表1-13)  
 単位：人

	基準額に対する 保険料の 比 率	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		人 数	割 合	人 数	割 合	人 数	割 合
第1段階	×0.50	16,780	24.73%	16,572	24.22%	16,365	23.79%
第2段階	×0.75	4,218	6.22%	4,277	6.25%	4,361	6.34%
第3段階	×0.75	4,161	6.13%	4,297	6.28%	4,251	6.18%
第4段階	×0.90	7,518	11.08%	7,296	10.66%	7,166	10.42%
第5段階	×1.00	4,453	6.56%	4,628	6.76%	4,775	6.94%
第6段階	×1.20	6,940	10.23%	7,133	10.42%	7,286	10.59%
第7段階	×1.30	6,828	10.06%	6,980	10.20%	8,056	11.71%
第8段階	×1.50	5,882	8.67%	5,986	8.75%	5,431	7.89%
第9段階	×1.70	11,081	16.33%	11,267	16.46%	11,102	16.14%
計		67,861	100.00%	68,436	100.00%	68,793	100.00%

	基準額に対する 保険料の 比 率	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		人 数	割 合	人 数	割 合	人 数	割 合
第1段階	×0.50	16,160	23.46%	16,012	23.21%	15,601	22.69%
第2段階	×0.75	4,485	6.51%	4,601	6.67%	4,602	6.69%
第3段階	×0.75	4,293	6.23%	4,400	6.38%	4,414	6.42%
第4段階	×0.90	6,927	10.06%	6,682	9.69%	6,623	9.63%
第5段階	×1.00	4,785	6.95%	4,915	7.13%	5,013	7.29%
第6段階	×1.20	7,416	10.77%	7,477	10.84%	7,538	10.97%
第7段階	×1.30	7,936	11.52%	8,032	11.64%	7,969	11.59%
第8段階	×1.50	5,442	7.90%	5,343	7.75%	5,405	7.86%
第9段階	×1.70	11,441	16.61%	11,518	16.70%	11,580	16.84%
計		68,885	100.00%	68,980	100.00%	68,745	100.00%

	基準額に対する 保険料の 比 率	令和3年度		令和4年度	
		人 数	割 合	人 数	割 合
第1段階	×0.50	15,464	22.57%	15,335	22.47%
第2段階	×0.75	4,683	6.83%	4,865	7.13%
第3段階	×0.75	4,560	6.65%	4,610	6.76%
第4段階	×0.90	6,411	9.36%	6,148	9.01%
第5段階	×1.00	5,073	7.40%	4,967	7.28%
第6段階	×1.20	7,460	10.89%	7,208	10.56%
第7段階	×1.30	8,732	12.74%	8,513	12.47%
第8段階	×1.50	5,443	7.94%	5,239	7.68%
第9段階	×1.70	10,695	15.61%	11,357	16.64%
計		68,521	100.00%	68,242	100.00%

※各段階の割合は小数点以下第3位四捨五入。割合の合計は、便宜上100%とする。  
 (注) 新宿区は保険料段階を16段階化している。上表は、国標準の保険料段階の基準を当てはめた数値となっている。

(3) 第1号被保険者の保険料収納状況 (表1-14)

全体 (現年度分+滞納繰越分)

単位:円

	調定額 A	収入済額 B	収入率 C=B/A	純収入額 D	純収入率 E=D/A
平成27年度	5,044,579,650	4,734,686,800	93.85%	4,724,822,660	93.66%
平成28年度	5,141,860,890	4,829,015,719	93.91%	4,816,537,989	93.67%
平成29年度	5,206,590,691	4,890,998,710	93.94%	4,877,571,940	93.68%
平成30年度	5,517,587,381	5,214,077,514	94.50%	5,200,970,504	94.26%
令和元年度	5,389,413,577	5,105,425,986	94.73%	5,091,484,751	94.47%
令和2年度	5,180,286,642	4,935,708,653	95.28%	4,917,691,263	94.93%
令和3年度	5,337,672,241	5,120,142,741	95.92%	5,102,721,954	95.60%
令和4年度	5,383,345,957	5,173,193,957	96.10%	5,153,079,676	95.72%

(注)収入済額は、純収入額に還付未済額を加えた額。

## (3) 第1号被保険者の保険料収納状況 (表1-14) 続き

(内訳) ① 現年度分

単位：円

	調定額 A	収入済額 B	収入率 C=B/A	純収入額 D	純収入率 E=D/A
平成27年度	4,824,642,910	4,707,199,560	97.57%	4,697,563,980	97.37%
特徴	3,916,093,970	-	-	3,916,093,970	100.00%
普徴	908,548,940	-	-	781,470,010	86.01%
平成28年度	4,913,066,240	4,797,744,120	97.65%	4,785,415,660	97.40%
特徴	3,991,909,950	-	-	3,991,909,950	100.00%
普徴	921,156,290	-	-	793,505,710	86.14%
平成29年度	4,971,579,360	4,857,816,040	97.71%	4,844,643,560	97.45%
特徴	4,045,053,540	-	-	4,045,053,540	100.00%
普徴	926,525,820	-	-	799,590,020	86.30%
平成30年度	5,283,765,170	5,179,561,405	98.03%	5,166,648,505	97.78%
特徴	4,374,205,290	-	-	4,374,205,290	100.00%
普徴	909,559,880	-	-	792,443,215	87.12%
令和元年度	5,166,888,340	5,073,465,990	98.19%	5,059,790,540	97.93%
特徴	4,298,359,860	-	-	4,298,359,860	100.00%
普徴	868,528,480	-	-	761,430,680	87.67%
令和2年度	4,975,100,738	4,903,973,606	98.57%	4,886,115,396	98.21%
特徴	4,134,171,341	-	-	4,134,171,341	100.00%
普徴	840,929,397	-	-	751,944,055	89.42%
令和3年度	5,160,717,566	5,090,380,613	98.64%	5,073,059,226	98.30%
特徴	4,273,186,032	-	-	4,273,186,032	100.00%
普徴	887,531,534	-	-	799,873,194	90.12%
令和4年度	5,223,325,031	5,150,989,203	98.62%	5,131,259,032	98.24%
特徴	4,295,106,145	-	-	4,295,106,145	100.00%
普徴	928,218,886	-	-	836,152,887	90.08%

## (3) 第1号被保険者の保険料収納状況 (表1-14) 続き

(内訳) ② 滞納繰越分

単位：円

	調定額 A	収入済額 B	収入率 C=B/A	純収入額 D	純収入率 E=D/A
平成27年度	219,936,740	27,487,240	12.50%	27,258,680	12.39%
平成28年度	228,794,650	31,271,599	13.67%	31,122,329	13.60%
平成29年度	235,011,331	33,182,670	14.12%	32,928,380	14.01%
平成30年度	233,822,211	34,516,109	14.76%	34,321,999	14.68%
令和元年度	222,525,237	31,959,996	14.36%	31,694,211	14.24%
令和2年度	205,185,904	31,735,047	15.47%	31,575,867	15.39%
令和3年度	176,954,675	29,762,128	16.82%	29,662,728	16.76%
令和4年度	160,020,926	22,204,754	13.88%	21,820,644	13.64%

## (4) 第1号被保険者の保険料段階別収納状況 (現年度) (表1-15)

平成27年度

単位：円

	現年度分(特別徴収 + 普通徴収)			普通徴収のみ		
	調定額	純収入額	収納率	調定額	純収入額	収納率
第1段階	472,420,220	444,267,460	94.04%	201,465,810	173,313,050	86.03%
第2段階	144,347,500	142,504,370	98.72%	13,870,170	12,027,040	86.71%
3特段階	98,910	88,470	89.44%	98,910	88,470	89.44%
第3段階	208,500,570	205,505,220	98.56%	15,874,030	12,866,350	81.05%
4特段階	637,740	489,630	76.78%	637,740	489,630	76.78%
第4段階	429,813,120	411,894,540	95.83%	93,851,550	75,927,830	80.90%
第5段階	327,433,670	325,146,060	99.30%	15,818,420	13,530,810	85.54%
第6段階	566,723,390	540,473,690	95.37%	103,308,090	77,046,200	74.58%
第7段階	882,631,060	856,883,950	97.08%	126,950,120	101,203,010	79.72%
第8段階	438,804,770	431,579,290	98.35%	68,242,850	61,006,360	89.40%
第9段階	250,459,120	247,057,060	98.64%	35,719,260	32,317,200	90.48%
第10段階	161,928,960	160,514,650	99.13%	23,552,350	22,138,040	94.00%
第11段階	117,265,880	115,507,580	98.50%	21,102,000	19,343,700	91.67%
第12段階	182,466,300	181,334,710	99.38%	34,561,860	33,430,270	96.73%
第13段階	228,750,940	226,701,680	99.10%	49,509,530	47,460,270	95.86%
第14段階	187,069,650	185,821,300	99.33%	43,953,690	42,683,090	97.11%
第15段階	77,107,100	76,216,310	98.84%	19,954,480	19,063,690	95.54%
第16段階	148,184,010	145,578,010	98.24%	40,078,080	37,535,000	93.65%
計	4,824,642,910	4,697,563,980	97.37%	908,548,940	781,470,010	86.01%

(4) 第1号被保険者の保険料段階別収納状況（現年度）（表1-15）続き  
平成28年度

単位：円

	現年度分（特別徴収 + 普通徴収）			普通徴収のみ		
	調定額	純収入額	収納率	調定額	純収入額	収納率
第1段階	467,309,980	440,613,590	94.29%	202,620,470	175,924,080	86.82%
第2段階	145,967,180	144,638,120	99.09%	13,160,340	11,831,280	89.90%
第3段階	213,822,880	210,794,740	98.58%	17,342,400	14,314,260	82.54%
第4段階	419,022,600	401,149,170	95.73%	92,923,690	75,050,260	80.77%
第5段階	341,130,680	339,064,010	99.39%	16,518,800	14,452,130	87.49%
第6段階	585,396,640	558,747,830	95.45%	100,459,250	73,810,440	73.47%
第7段階	902,573,770	874,678,120	96.91%	133,209,230	105,313,580	79.06%
第8段階	440,135,730	432,891,720	98.35%	66,293,230	59,049,220	89.07%
第9段階	255,167,420	251,799,470	98.68%	37,458,090	34,090,140	91.01%
第10段階	170,186,480	168,461,070	98.99%	27,718,070	25,992,660	93.78%
第11段階	124,563,740	123,121,820	98.84%	22,127,280	20,685,360	93.48%
第12段階	181,071,270	179,017,710	98.87%	33,747,410	31,693,850	93.91%
第13段階	226,849,740	225,435,040	99.38%	52,100,640	50,685,940	97.28%
第14段階	193,223,820	191,799,170	99.26%	44,762,370	43,337,720	96.82%
第15段階	78,587,410	77,456,820	98.56%	18,742,160	17,611,570	93.97%
第16段階	168,056,900	165,747,260	98.63%	41,972,860	39,663,220	94.50%
計	4,913,066,240	4,785,415,660	97.40%	921,156,290	793,505,710	86.14%

## (4) 第1号被保険者の保険料段階別収納状況（現年度）（表1-15）続き

平成29年度

単位：円

	現年度分（特別徴収 + 普通徴収）			普通徴収のみ		
	調定額	純収入額	収納率	調定額	純収入額	収納率
第1段階	462,770,100	436,977,270	94.43%	201,597,870	175,805,040	87.21%
第2段階	150,162,560	148,776,550	99.08%	12,706,240	11,320,230	89.09%
第3段階	212,600,480	210,203,520	98.87%	15,370,930	12,973,970	84.41%
第4段階	412,268,400	394,625,750	95.72%	90,493,630	72,850,980	80.50%
第5段階	349,810,080	348,079,230	99.51%	14,320,580	12,589,730	87.91%
第6段階	601,695,990	577,805,360	96.03%	97,073,450	73,182,820	75.39%
第7段階	914,999,140	884,711,100	96.69%	137,959,430	107,671,390	78.05%
第8段階	455,133,580	447,401,780	98.30%	67,992,430	60,260,630	88.63%
第9段階	265,660,680	262,995,230	99.00%	38,401,000	35,735,550	93.06%
第10段階	160,298,720	158,265,210	98.73%	23,827,020	21,793,510	91.47%
第11段階	124,186,450	122,898,140	98.96%	22,482,850	21,194,540	94.27%
第12段階	184,844,320	183,290,550	99.16%	38,987,170	37,433,400	96.01%
第13段階	222,988,100	221,119,410	99.16%	51,082,650	49,213,960	96.34%
第14段階	206,537,760	204,101,110	98.82%	51,422,200	48,985,550	95.26%
第15段階	85,208,390	83,596,100	98.11%	20,694,200	19,081,910	92.21%
第16段階	162,414,610	159,797,250	98.39%	42,114,170	39,496,810	93.79%
計	4,971,579,360	4,844,643,560	97.45%	926,525,820	799,590,020	86.30%



## (4) 第1号被保険者の保険料段階別収納状況（現年度）（表1-15）続き

平成30年度

単位：円

	現年度分（特別徴収＋普通徴収）			普通徴収のみ		
	調定額	純収入額	収納率	調定額	純収入額	収納率
第1段階	482,251,420	456,897,260	94.74%	191,242,720	165,888,560	86.74%
第2段階	162,153,760	160,799,590	99.16%	12,424,320	11,070,150	89.10%
第3段階	226,069,200	223,505,930	98.87%	14,688,960	12,125,690	82.55%
第4段階	418,862,480	404,172,490	96.49%	85,487,560	70,797,570	82.82%
第5段階	369,351,180	367,980,830	99.63%	13,612,860	12,242,510	89.93%
第6段階	645,545,990	624,282,645	96.71%	93,353,440	72,090,095	77.22%
第7段階	951,370,520	922,381,270	96.95%	131,367,850	102,378,600	77.93%
第8段階	483,884,920	476,513,880	98.48%	69,475,840	62,104,800	89.39%
第9段階	277,041,270	274,237,370	98.99%	38,354,540	35,550,640	92.69%
第10段階	184,673,530	182,664,680	98.91%	26,344,280	24,335,430	92.37%
第11段階	132,250,190	131,113,230	99.14%	22,432,910	21,295,950	94.93%
第12段階	209,834,060	207,607,270	98.94%	37,823,950	35,597,160	94.11%
第13段階	245,211,440	242,783,220	99.01%	54,697,470	52,269,250	95.56%
第14段階	222,610,310	221,064,850	99.31%	50,661,990	49,116,530	96.95%
第15段階	95,311,430	94,703,960	99.36%	21,303,870	20,696,400	97.15%
第16段階	177,343,470	175,940,030	99.21%	46,287,320	44,883,880	96.97%
計	5,283,765,170	5,166,648,505	97.78%	909,559,880	792,443,215	87.12%

## (4) 第1号被保険者の保険料段階別収納状況（現年度）（表1-15）続き

令和元年度

単位：円

	現年度分（特別徴収＋普通徴収）			普通徴収のみ		
	調定額	純収入額	収納率	調定額	純収入額	収納率
第1段階	389,539,050	369,693,470	94.91%	152,782,660	133,008,920	87.06%
第2段階	141,820,090	140,759,070	99.25%	10,819,500	9,758,480	90.19%
第3段階	223,654,440	221,921,050	99.22%	13,030,360	11,296,970	86.70%
第4段階	404,029,640	389,907,620	96.50%	79,908,680	65,786,660	82.33%
第5段階	381,830,240	380,166,720	99.56%	13,989,350	12,325,830	88.11%
第6段階	650,109,980	629,452,670	96.82%	94,194,490	73,509,980	78.04%
第7段階	953,208,100	927,572,010	97.31%	128,814,180	103,133,450	80.06%
第8段階	480,303,120	471,232,010	98.11%	67,041,560	57,970,450	86.47%
第9段階	285,131,800	282,197,780	98.97%	41,601,890	38,667,870	92.95%
第10段階	184,911,380	183,362,580	99.16%	28,820,240	27,271,440	94.63%
第11段階	132,377,350	131,283,300	99.17%	25,375,760	24,281,710	95.69%
第12段階	205,539,920	204,178,300	99.34%	35,735,420	34,373,800	96.19%
第13段階	240,782,410	237,679,250	98.71%	58,121,050	55,017,890	94.66%
第14段階	219,755,280	218,680,510	99.51%	49,129,680	48,054,910	97.81%
第15段階	94,468,160	93,831,990	99.33%	23,672,120	23,035,950	97.31%
第16段階	179,427,380	177,872,210	99.13%	45,491,540	43,936,370	95.58%
計	5,166,888,340	5,059,790,540	97.93%	868,528,480	761,430,680	87.67%

## (4) 第1号被保険者の保険料段階別収納状況（現年度）（表1-15）続き

令和2年度

単位：円

	現年度分（特別徴収＋普通徴収）			普通徴収のみ		
	調定額	純収入額	収納率	調定額	純収入額	収納率
第1段階	296,740,402	282,068,125	95.06%	114,767,602	104,889,719	91.39%
第2段階	120,511,364	120,014,754	99.59%	8,819,939	7,976,459	90.44%
第3段階	217,071,151	215,814,950	99.42%	12,536,022	10,746,501	85.72%
第4段階	382,187,366	370,640,463	96.98%	75,907,618	63,971,876	84.28%
第5段階	370,696,899	369,493,492	99.68%	13,577,359	12,124,167	89.30%
第6段階	638,657,578	620,180,857	97.11%	89,897,277	70,420,833	78.33%
第7段階	926,222,601	903,534,072	97.55%	126,360,097	102,469,911	81.09%
第8段階	481,235,447	474,217,633	98.54%	72,146,492	64,598,987	89.54%
第9段階	276,060,951	274,025,970	99.26%	40,134,226	38,384,304	95.64%
第10段階	179,286,260	178,069,718	99.32%	27,098,692	25,756,530	95.05%
第11段階	143,137,327	141,120,203	98.59%	28,756,393	26,676,899	92.77%
第12段階	206,674,601	204,974,881	99.18%	40,426,428	38,527,128	95.30%
第13段階	239,247,828	237,547,895	99.29%	59,917,549	58,099,956	96.97%
第14段階	226,534,298	225,095,458	99.36%	62,500,558	60,886,680	97.42%
第15段階	94,371,910	93,765,500	99.36%	23,017,670	22,324,460	96.99%
第16段階	176,464,755	175,551,425	99.48%	45,065,475	44,089,645	97.83%
計	4,975,100,738	4,886,115,396	98.21%	840,929,397	751,944,055	89.42%

## (4) 第1号被保険者の保険料段階別収納状況（現年度）（表1-15）続き

令和3年度

単位：円

	現年度分（特別徴収＋普通徴収）			普通徴収のみ		
	調定額	純収入額	収納率	調定額	純収入額	収納率
第1段階	304,065,076	290,704,281	95.61%	117,560,906	105,026,587	89.34%
第2段階	128,620,717	126,910,799	98.67%	9,735,717	9,139,510	93.88%
第3段階	233,637,312	232,280,117	99.42%	13,467,078	12,080,036	89.70%
第4段階	382,938,803	369,946,871	96.61%	78,799,467	65,798,618	83.50%
第5段階	392,172,301	390,925,609	99.68%	14,734,521	13,622,157	92.45%
第6段階	660,266,812	644,186,250	97.56%	92,500,675	75,580,457	81.71%
第7段階	973,706,667	950,884,163	97.66%	143,069,769	120,411,762	84.16%
第8段階	490,337,785	485,268,848	98.97%	70,931,277	65,784,214	92.74%
第9段階	288,832,004	285,117,338	98.71%	45,463,764	41,564,794	91.42%
第10段階	196,476,626	194,654,975	99.07%	29,601,506	27,680,173	93.51%
第11段階	143,895,784	140,178,383	97.42%	28,036,282	24,244,379	86.48%
第12段階	213,967,301	213,052,049	99.57%	42,422,614	41,373,874	97.53%
第13段階	259,416,500	258,440,503	99.62%	70,450,940	69,179,496	98.20%
第14段階	223,843,898	223,409,556	99.81%	60,674,578	60,196,117	99.21%
第15段階	99,518,200	98,922,813	99.40%	27,049,080	26,291,507	97.20%
第16段階	169,021,780	168,176,671	99.50%	43,033,360	41,899,513	97.37%
計	5,160,717,566	5,073,059,226	98.30%	887,531,534	799,873,194	90.12%

## (4) 第1号被保険者の保険料段階別収納状況（現年度）（表1-15）続き

令和4年度

単位：円

	現年度分（特別徴収＋普通徴収）			普通徴収のみ		
	調定額	純収入額	収納率	調定額	純収入額	収納率
第1段階	301,508,984	289,160,167	95.90%	115,315,098	102,693,833	89.05%
第2段階	132,932,640	132,242,933	99.48%	8,503,576	7,625,764	89.68%
第3段階	236,456,148	235,408,110	99.56%	10,606,448	9,060,273	85.42%
第4段階	368,258,958	357,312,969	97.03%	78,073,323	67,264,862	86.16%
第5段階	385,168,606	384,093,456	99.72%	11,634,318	10,408,548	89.46%
第6段階	641,194,522	624,895,938	97.46%	85,089,531	68,351,011	80.33%
第7段階	945,970,501	924,703,939	97.75%	131,749,713	110,199,077	83.64%
第8段階	493,327,490	486,344,435	98.58%	71,946,469	65,046,886	90.41%
第9段階	291,456,609	288,810,976	99.09%	43,815,567	41,180,843	93.99%
第10段階	196,386,540	194,055,121	98.81%	36,865,757	34,687,699	94.09%
第11段階	147,959,308	144,941,890	97.96%	31,689,280	28,813,001	90.92%
第12段階	243,644,815	239,474,324	98.29%	59,882,819	55,927,574	93.40%
第13段階	298,549,602	293,463,512	98.30%	88,056,999	83,434,409	94.75%
第14段階	250,215,643	247,473,504	98.90%	76,007,363	73,665,413	96.92%
第15段階	109,993,564	109,157,183	99.24%	30,968,804	30,141,547	97.33%
第16段階	180,301,101	179,720,575	99.68%	48,013,821	47,652,147	99.25%
計	5,223,325,031	5,131,259,032	98.24%	928,218,886	836,152,887	90.08%

## (5) 徴収種別人数と普通徴収の口座振替加入率（各年度末）（表 1-16）

単位：人

	計 (A)	特別徴収者数(B)		普通徴収者数(C)				
			割合 (B/A)		割合 (C/A)	口座加入者数 (D)	割合 (D/C)	前年比
平成 27年度	67,861	53,099	78.25%	14,762	21.75%	3,595	24.35%	1.21%
				(10,969)	—	(3,595)	(32.77%)	(1.32%)
平成 28年度	68,436	54,049	78.98%	14,387	21.02%	3,366	23.40%	0.05%
				(10,498)	—	(3,366)	(32.06%)	(△0.71%)
平成 29年度	68,793	55,393	80.52%	13,400	19.48%	3,411	25.46%	2.06%
				(9,970)	—	(3,411)	(34.21%)	(2.15%)
平成 30年度	68,885	55,802	81.01%	13,083	18.99%	3,166	24.20%	△1.26%
				(9,671)	—	(3,166)	(32.74%)	(△1.47%)
令和 元年度	68,980	55,826	80.93%	13,154	19.07%	3,258	24.77%	0.57%
				(10,030)	—	(3,258)	(32.48%)	(△0.26%)
令和 2年度	68,745	54,087	78.68%	14,658	21.32%	3,454	23.56%	△1.21%
				(11,681)	—	(3,454)	(29.57%)	(△2.91%)
令和 3年度	68,521	54,689	79.81%	13,832	20.19%	3,570	25.81%	2.25%
				(10,937)	—	(3,570)	(32.64%)	(3.07%)
令和 4年度	68,242	54,149	79.35%	14,093	20.65%	3,669	26.03%	0.22%
				(11,292)	—	(3,669)	(32.49%)	(△0.15%)

(注) カッコ内は、代理納付者を除いた人数、割合。

## (6) 介護保険料納付相談員による徴収（表 1-17）

	現年度分		滞納繰越分	
	件数	金額	件数	金額
平成27年度	105件	736,760円	363件	1,617,060円
平成28年度	196件	848,760円	738件	2,308,950円
平成29年度	250件	1,418,050円	926件	3,177,500円
平成30年度	153件	998,480円	855件	2,517,810円
令和元年度	272件	1,097,970円	1,032件	3,267,060円
令和2年度	126件	539,380円	767件	2,641,220円
令和3年度	0件	0円	181件	764,780円
令和4年度	0件	0円	0件	0円

(注) 新型コロナウイルス感染症の蔓延により、令和3年度から訪問徴収の業務を大幅に縮小している。

## (7) 保険料の減免・徴収猶予 (表 1-18)

単位：人、円

		平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
徴収猶予	人数	0	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0	0
減 額 (すべて個別減額)	人数	0	425	427	288	239
	金額	0	2,314,916	4,652,405	2,183,885	1,766,555
免 除	人数	3	27	23	10	5
	金額	20,742	302,347	307,952	194,869	99,621

		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
徴収猶予	人数	0	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0	0
減 額 (すべて個別減額)	人数	174	23	21	-	-
	金額	1,314,985	237,360	209,840	-	-
免 除	人数	22	11	7	18	15
	金額	342,478	242,680	147,677	378,450	379,280

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
徴収猶予	人数	0	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0	0
免 除	人数	8	26	28	24	19
	金額	260,180	655,140	666,580	661,040	733,460

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
徴収猶予	人数	0	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0	0
免 除	人数	13	21	10	9	18
	金額	642,730	747,780	352,810	489,090	680,170

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
徴収猶予	人数	0	0	0
	金額	0	0	0
免 除	人数	13	8	12
	金額	523,320	428,110	661,870

- (注) 1 個別減額とは、介護保険料が第 2 段階で保険料の支払いが困難と判断された場合に保険料を減額する新宿区独自の制度で、収入や資産等に一定の条件がある。平成 20 年度から人数、金額が大幅に減少しているのは、この制度が平成 19 年度までの経過措置を設けて廃止されたため、経過措置対象者に限って実施したことが原因である。
- 2 免除とは、災害や収入減等により保険料を免除したものである。(新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る介護保険料減免を除く。)

(8) コンビニ収納 (平成 18 年 10 月開始) (表 1-19)

介護保険法の改正により、普通徴収による介護保険料の収納事務をコンビニエンスストア等の私人に委託することができるようになりました。

単位：件、円

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
納付件数	38,820	40,274	41,214	40,214
金額	227,589,580	237,696,990	245,146,895	253,098,105

  

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
納付件数	40,584	39,962	33,757	34,056
金額	256,515,170	251,015,010	256,459,077	278,665,367

(9) 第 2 号被保険者の保険料 (参考・表 1-20)

第 2 号被保険者の保険料は、加入している医療保険ごとの算定方法や介護保険料率に応じて設定され、医療保険料と併せて徴収されます。医療保険者が徴収した保険料は全国で一括して集められ、その中から新宿区の介護給付費の一定割合に相当する金額が介護給付費交付金として交付されます。介護給付費交付金として交付される割合は「介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令」により定められており、平成 21 年度～23 年度は 30%、平成 24 年度～26 年度は 29%、平成 27 年度～29 年度は 28%、平成 30 年度以降は 27%となっています。

第 2 号被保険者の保険料

単位：円

	第 2 号被保険者一人当たり負担額	
	年額	月額
平成 27 年度	60,966	5,081
平成 28 年度	4 月～9 月	5,192
	10 月～3 月	5,190
平成 29 年度	64,768	5,397
平成 30 年度	64,232	5,353
令和元年度	66,382	5,532
令和 2 年度	68,031	5,669
令和 3 年度	69,455	5,788
令和 4 年度	81,948	6,829
令和 5 年度	84,733	7,061

(令和 3 年度及び令和 5 年度の数値については、「介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の規定に基づき令和五年度の医療保険者の納付金の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を定める件」より抜粋)

- (注) 1 実際に徴収する額は、医療保険者により異なる。  
 2 月額はいずれも年額負担額を当該年度の月数で除して小数第 1 位を四捨五入したものである。  
 3 令和 4 年度及び令和 5 年度の金額は概算値。



#### 【新宿区の被保険者と保険料の現状】

新宿区の第1号被保険者数は、令和元年度末の68,980人から令和4年度末には68,242人と年々減少しており、人口に占める割合は19.9%から19.7%となっています。また、年齢別第1号被保険者数は75歳以上の後期高齢者が28年度に半数以上を占めるようになり、その後増加傾向にあります。

第7期介護保険事業計画（平成30年度～令和2年度）における65歳以上の保険料基準額は6,200円でした。第8期介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）での保険料基準額は、これと比較して200円増の6,400円となりました。保険料基準額の設定にあたっては、高齢化の進展（特に75歳以上高齢者の増加）とそれに伴う要介護認定者の増加や介護保険サービス利用量の増加、介護報酬の改定（+0.70%（令和3年10月以降は+0.65%））等の給付費の増加に影響する要素がある中、介護給付準備基金から16億円を取り崩すことで、保険料基準額の上昇を抑制しました。

また、保険料段階は、より負担能力に応じたものとするために第5期の14段階から第6期では16段階に増やし、低所得者層への負担軽減の強化や、最高所得段階の負担割合の引き上げを行いました。第8期においても、この考え方を第7期に引き続き継承し、保険料段階は16段階に設定しています。

第1号被保険者の保険料収納状況（現年度分）は、特別徴収が収納額の約8割を占めていることから、制度開始時から97%を超える収納率を維持しています。また、普通徴収の収納率は、平成22年度の84%台を底に上昇し、令和4年度は90%台となっています。